一人で悩まず、まず相談!

☆薬物相談窓口

宇都宮市保健所 028-626-1104

県西健康福祉センター 0289-64-3029

県東健康福祉センター 0285-83-7220

県南健康福祉センター 0285-22-6119

県北健康福祉センター 0287-22-2364

安足健康福祉センター 0284-41-5897

精神保健福祉センター 028-673-8785

薬務課薬物相談電話 028-623-3779

☆薬物相談メール

yakuran184@proof.ocn.ne.jp (薬乱イヤよ)

☆あやしい薬物連絡ネット

03-5542-1865

http://www.yakubutsu.com/

怪しかったらすぐ通報!



栃木県保健福祉部薬務課 028-623-3119











(厚生労働省提供)

栃木県保健福祉部薬務課

危険ドラッグってどんな物なの?

- ☆「合法(脱法)ハーブ」などと称し快感を高める作用や、幻覚 作用が有るものとして販売されています。
- ☆お香、アロマオイル、バスソルト等にみせかけて販売されて いますが、人体に有害な成分が含まれています。
- ☆危険ドラッグに含まれる成分を「**指定薬物**」に指定し取締の 対象としています。







危険ドラッグを使うとどうなるの?

☆危険ドラッグを使用した者が、けいれん、錯乱等を起こし救急 搬送されるケースや、**死亡する事件**が相次いで発生しています。

☆危険ドラッグを使用した者が、自動車を運転し交通事故(**死亡** 事故)を引き起こす事件も発生しており重大な社会問題となっ ています。







違法な薬物とは違うので安全って聞いたけど?

- ☆覚醒剤や大麻などに似た化学物質が含まれていますが、身体 にどのような悪影響を及ぼすかは全く分かりません。
- ☆危険ドラッグは**覚醒剤や大麻よりも危険な副作用**があるという専門家もいます。
- ☆危険ドラッグを使用することは自分自身で人体実験をしているようなものです。**絶対に使用しない**でください。

重要な お知らせ

☆薬事法の改正により平成 26年4月1日から指定薬物 の所持、使用、購入、譲り 受けが禁止されました。





栃木県内でも指定薬物が含まれた 危険ドラッグを確認しています!

【製品例】







危険ドラッグは 買わない、使わない、関わらない!!